

茂原市 中小企業融資制度のご案内



制度融資ってどんな制度？

市内中小企業者が、事業に必要な資金を円滑に「**低金利**」で調達できる制度です。
また、金利負担軽減のため、**年に1回支払利子の一部補助(利子補給)**があります。



融資利率(年)		
融資期間	運転資金	設備資金
1年以内	2.7%	2.7%
1年超3年以内	2.8%	3.2%
3年超5年以内	3.0%	3.5%
5年超	—	3.7%

利子補給率(年)		
融資期間	運転資金	設備資金
1年以内	1.620%	2.025%
1年超3年以内	1.680%	2.400%
3年超5年以内	1.800%	2.625%
5年超	—	2.775%

— 利子補給に関する注意 —

次の①～⑥のいずれかに該当した場合は、**利子補給の受給対象外**となります。

- ①虚偽その他の不正な手段により、融資を受けた
- ②融資の返済を怠った
- ③事業を廃止または休止した
- ④市町村税を滞納している
- ⑤市外に店舗、工場、事務所または営業所を移転した
- ⑥その他交付が不相当と認められた場合



— 申込先・相談窓口 —

融資の申込み、相談につきましては以下の取扱金融機関までお問い合わせください。

◆ 銀行

- ・千葉銀行茂原支店 0475 (24) 2111
- ・千葉銀行茂原東支店 0475 (24) 6611
- ・千葉銀行茂原南支店 0475 (24) 2111
- ・京葉銀行茂原支店 0475 (25) 1161
- ・京葉銀行茂原緑ヶ丘店 0475 (22) 1151
- ・千葉興業銀行茂原支店 0475 (23) 5111

◆ 信用組合

- ・房総信用組合本店 0475 (22) 6111
- ・房総信用組合本納支店 0475 (34) 3302

◆ 信用金庫

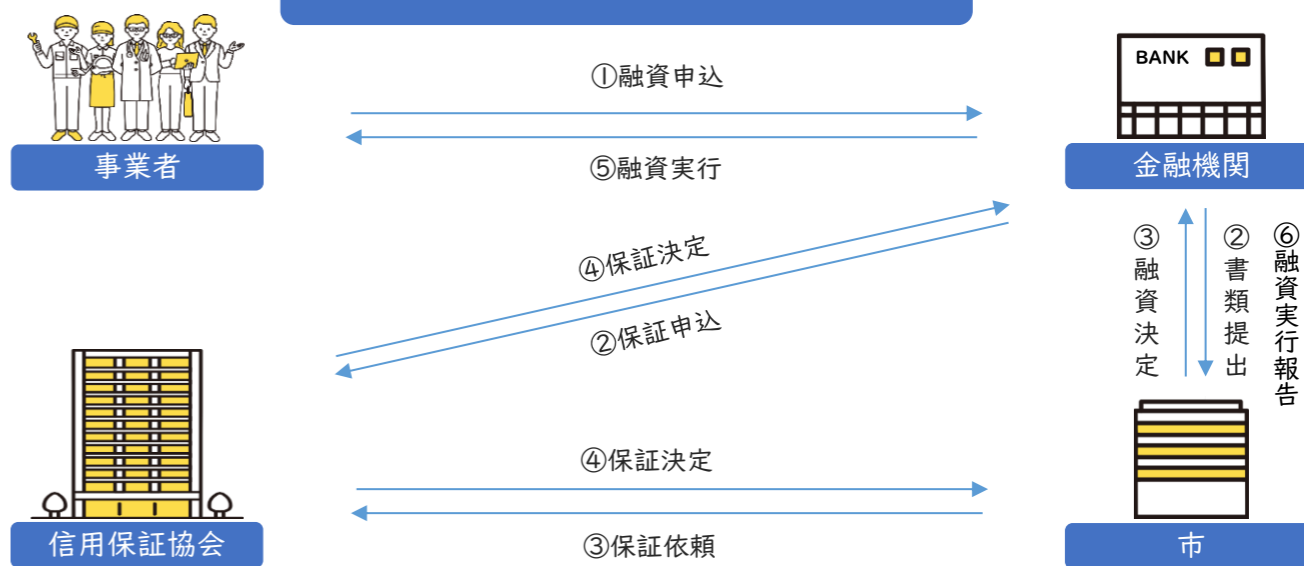
- ・銚子信用金庫茂原支店 0475 (22) 3348

利用できる中小企業者の範囲

(中小企業信用保険法に基づき、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人)

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
医業	—	300人以下(個人は100人以下)

— 申込みから実行までの流れ —



茂原市 経済環境部 商工観光課

〒297-8511 茂原市道表1番地(市役所6階)

TEL:0475(20)1528 FAX:0475(20)1604

✉:shinkou@city.mobara.chiba.jp



制度融資資金メニュー

資金名	資金の目的	借入限度額	融資期間	対象要件	連帯保証人及び担保	返済方法及び据置期間
①運転資金 (借換可能)	原材料、商品の購入等に要する資金	2,000万円	5年以内	【以下の1～4をすべて満たす】 1. 市内で1年以上同一事業を営んでいるまたは市内に1年以上居住し、かつ、県内で同一事業を1年以上営み、新たに市内で事業を始める ⑦については、市内に1年以上居住する25歳以上の者 ⑧については、申込時において市内に居住し、かつ、本市に住民登録されている個人または市内を本店所在地として法人登記している法人 2. 市町村税を滞納していない 3. 市内の店舗、工場、事務所または営業所に要する事業資金である 4. 千葉県信用保証協会の保証対象業種である 【対象外となる主な業種】 遊興娯楽業、風俗営業飲食業、金融業、土地売買業、農林漁業 等	信用保証協会の取り扱いに準じる	<返済方法> 元金均等月賦返済 ※運転資金は6か月以内に限り一括返済も可
②設備資金	店舗等の新築、増改築及び各種機械設備の購入に要する資金	3,500万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			
③福利厚生資金	従業員の福利厚生のために供する施設の増改築及び各種機械設備の購入に要する資金	2,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			
④小口零細企業事業資金 (責任共有制度対象外)	小規模企業者が事業の経営上必要とする資金	1,250万円 (設備資金については所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1～4に加え以下の2つを満たす】 ・常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ・本件融資を含めた既存融資残高が限度額以下	信用保証協会の取り扱いに準じる	※運転資金は6か月以内に限り一括返済も可
⑤事業転換資金	経済環境の変化に対応して、事業の転換を行うために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,500万円 (所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1～4に加え以下の2つを満たす】 ・従来の事業が不況業種として6か月以上指定され、今後も相当期間継続して指定されると見込まれる ・転換する事業が不況業種に指定されていない		
⑥工場移転資金	居住環境の保全のため、工場の全部を移転するために要する資金	5,000万円 (設備資金については所要資金の80%以内)	10年以内	【1～4に加え以下の1つを満たす】 ・市内の住工混在地域から市内の工場誘導地区へ工場の全部を移転する		
⑦独立開業資金	新たに独立して事業を開始するために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円 (設備資金については所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1～4に加え以下の1つを満たす】 ・同一企業に3年以上勤務し、同一事業を独立して開始するまたは法律に基づく資格により事業を市内で開始する <資格の例>理美容師、公認会計士 等	信用保証協会の取り扱いに準じる	<据置期間> ○運転資金6か月 ○設備資金12か月
⑧創業支援資金	事業を開始するために要するまたは事業の経営上必要とする資金	1,000万円 (設備資金については所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1～4に加え以下の内容を満たす】 <創業者> ・事業を営んでいない個人 ・1月以内(※)に新たに当該創業を行う具体的な計画を有する または2月以内(※)に新たに会社を設立し当該創業を行う具体的な計画を有する (※)特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6月以内 <創業後または会社を設立後5年未満の中小企業者> ・事業を開始した日または会社を設立した日前に事業を営んでいない		

— 融資の対象とならない資金 —

- ・市外に所在する店舗、工場、事務所または営業所に要する資金
- ・借換資金(運転資金を除く)・生活資金
- ・投資資金(法人設立または増資のための出資を含む)
- ・土地の取得費(工場移転資金を除く)
- ・転貸資金(系列や取引先の債務を肩代わりするための資金) 等

— 設備資金の車両購入時の注意点 —

- ◆対象となる車両
 - ①工事用車両②商用車(ナンバーが「1(普通貨物)」「2(11人以上普通乗用車)」「4(小型貨物)」に限る)
 - ③タクシー等(緑ナンバー)④客観的に見て事業用であるとわかるもの
- ◆対象とならない車両
 - ①用途に定めのない車両(車種問わず) ②自家用と共用する車両 ③高級車・外国車 等